議案第50号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月25日提出

逗子市長 桐ケ谷 覚

(提案理由)

令和3年度逗子市一般会計補正予算(第7号)は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度逗子市一般会計補正予算(第7号) (別紙のとおり)

令和3年10月14日

逗子市長 桐ケ谷 覚

令和3年度

逗子市一般会計補正予算(第7号)

逗 子 市

令和3年度逗子市一般会計補正予算(第7号)

令和3年度逗子市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,916千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ21,547,784千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 Ξ	国庫支出金	4, 115, 192	3, 916	4, 119, 108
	1 国庫負担金	2, 978, 890	3, 916	2, 982, 806
	歳 入 合 計	21, 543, 868	3, 916	21, 547, 784

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 }}	的費	1, 081, 609	3, 916	1, 085, 525
	1 消防費	1, 081, 609	3, 916	1, 085, 525
	歳 出 合 計	21, 543, 868	3, 916	21, 547, 784

令和3年度

逗子市一般会計補正予算(第7号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	千円 4, 115, 192	千円 3,916	
歳 入 合 計	21, 543, 868	3, 916	21, 547, 784

(歳 出)

款	補正前の額	補正		計
o 20/75十世.	千円		千円	千円
8 消防費	1, 081, 609	,	3, 916	1, 085, 525
歳 出 合 計	21, 543, 868	;	3, 916	21, 547, 784

45	補正額の	財 源 内 訳 源	
特 国県支出金	定 財 財	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
3, 916			0
3, 916	0	0	0
5, 910		U	١

2 歳 入

15款 国庫支出金

1項 国庫負担金

3,916千円 3,916千円

目	補正前の額	補正額	∄ †
4 消防費国庫負担金	千円 0	千円 3,916	千円 3,916
計	2, 978, 890	3, 916	2, 982, 806

		節			説	明
	区	分	金	額	成化	97
				千円		千円
1	消防弧	費負担金		3, 916	01 緊急消防援助隊活動費負担金	3, 916

3 歳 出

8款 消防費

1項 消防費

3,916千円

3,916千円

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	川又於江水
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	815, 418	3, 916	819, 334	3, 916			
				国庫支出金			
				3, 916			
計	1, 081, 609	3, 916	1, 085, 525	3, 916	0	0	0

	節							
	区	分	金	額	説明	明		
				千円			千円	
11	需用	費		3, 916	002 常備消防活動費		3, 916	
					01 消防活動事業		3, 916	
					需用費		3, 916	